

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

フリガナ
代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス ankan @ Ceres.ocu.ne.jp

安道管工株式会社
〒632-0081 和歌山県和歌山市
代表取締役 安道 大悟
TEL 0743-64-0760 FAX 0743-64-0860

印

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

〒632-0081 奈良県天理市二階堂上ノ庄町95-92
届出者 安道管工株式会社 印
代表取締役 安道 大悟
TEL 0743-64-0760 FAX 0743-64-0860

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	安道管工株式会社		
住 所	〒632-0081 奈良県天理市二階堂上ノ庄町95-92		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 安道 大悟		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 安道 勇	代表取締役 安道 大悟	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称

安道 正 株式会社
〒632-0081 住 所
代表取締役 安道 大悟

住 所

代表者氏名

印

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県天理市二階堂上ノ庄町95番地92
安道管工株式会社

会社法人等番号	1500-01-006359	
商号	安道管工株式会社	
本店	奈良県天理市二階堂上ノ庄町95番地92	
		平成18年12月 4日更正
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成17年11月15日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事の請負設計施工 2 上下水道工事の請負設計施工 3 土木工事の請負設計施工 4 建築工事の請負設計施工 5 水道施設工事の請負設計施工 6 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記</div>	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 安道 勇	平成28年 6月30日重任
		平成28年12月20日登記

奈良県天理市二階堂上ノ庄町95番地92
安道管工株式会社

	取締役 安道大悟	平成28年 6月30日重任 ----- 平成28年12月20日登記
	取締役 安道美知恵	平成28年 6月30日重任 ----- 平成28年12月20日登記
	奈良県天理市二階堂上ノ庄町95番地95 代表取締役 安道大悟	平成28年 6月30日重任 ----- 平成28年12月20日登記
	監査役 安道昇	平成28年 6月30日重任 ----- 平成28年12月20日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成28年12月20日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記	

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年 8月31日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自





安道管工株式会社定款

平成29年9月30日

この定款は、原本と相違ありません。

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、安道管工株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事の請負設計施工
- 2 上下水道工事の請負設計施工
- 3 土木工事の請負設計施工
- 4 建築工事の請負設計施工
- 5 水道施設工事の請負設計施工
- 6 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県天理市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行ふ。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

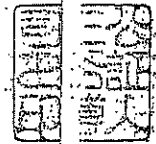
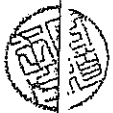
(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種とする。ただし、必要あるときは、取締役会の決議により上記以外の種類の株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

〒532-0081 奈良県天理市上ノ庄町95-92
安道管工株式会社
代表取締役 安道 大悟



(名義書換)

第8条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求によりその事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印して申請しなければならない。

(手数料)

第11条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

② 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

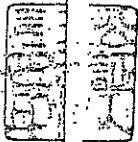
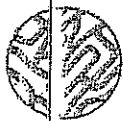
第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(総会の開催)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度の末日の翌日より3ヶ月以内に関き、臨時株主総会は、必要に応じて取締役会の決議あるいは株主の請求により随時これを開催する。

② 株主総会は当社本店所在地において開催する。



(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、社長に支障があるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。
ただし、代理人は株主であることを要しない。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

(選任)

第19条 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。取締役及び監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の営業年度に関する定時株主総会終了の時までとする。

② 監査役の任期は、就任後4年内の最終の営業年度に関する定時株主総会の終了の時までとする。

③ 任期満了前に退任した取締役又は監査役の補欠として選任された取締役又は監査役の任期は、前任者の残任期間とする。増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期が満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役及び社長並びにその他の役付取締役は、取締役会において選任する。

(招集権者)

第22条 取締役会は、社長が招集する。社長が招集できないときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。



② 取締役会の招集は、各取締役に對し、少なくとも会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、取締役全員の同意書をもって、これを短縮することができる。

③ 取締役全員の同意あるときは、取締役会招集の手續はこれを省略することができる。

(議長)

第23条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。ただし、社長に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役にこれにあたる。

(決議の要件)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

(利益配当金)

第26条 利益配当金は、毎決算期の最終株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

② 利益配当金は利息をつけない。

③ 利益配当金は、支払提供の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式は、200株とし、その発行価額は、1株につき金5万円とする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、第20条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の営業年度に関する定時株主総会終了のときまでとする。

(最初の営業年度)

第29条 当会社の最初の営業年度は、当会社の設立の日から平成18年3月31日までとする。



(発起人の氏名及び住所)

第30条 当会社の発起人の氏名及び住所並びにその引受株式数は、次のとおりである。

氏名及び住所	引受株数
奈良県天理市二階堂上支庄町95番地92	
安道 勇	100株
奈良県天理市二階堂上支庄町95番地95	
安道 大悟	30株
奈良県天理市二階堂上支庄町95番地92	
安道 美知恵	30株
奈良県天理市荒藤町139番地1	
柿原 望	10株
奈良県天理市荒藤町139番地1	
柿原 美佳	10株
奈良県天理市二階堂上支庄町356番地11	
安道 昇	10株
奈良県天理市二階堂上支庄町356番地11	
安道 佳子	10株

以上、安道管工株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印をする。

平成17年 〇〇月 〇〇日

発起人 安道 勇



発起人 安道 大悟



発起人 安道 美知恵



発起人 柿原 望



発起人 柿原 美佳



発起人 安道 昇



発起人 安道 佳子

